

指定居宅サービス事業者等の指定・指導體制

大阪府内の指定・指導権限について

大阪府では市町村への権限移譲を進め、知事の権限に属する事務のうち

- 介護保険法に基づく居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務
- 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務

については、移譲市町村（広域連合を含む。以下同じ。）がそれぞれ権限を有しています。

令和2年4月現在、大阪府が権限を有するのは、守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市及び島本町の区域です。

これら8市1町以外の市町村の区域に所在する事業所についての指定・指導業務は、

- ・大阪市・堺市（指定都市）及び豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市、吹田市（中核市）は各市の条例に基づき、行います。
- ・その他の市町村は大阪府条例に基づき、各市町村が行います。

介護保険法改正による指定・指導権限の移譲について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正により、

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業については、介護予防・日常生活支援総合事業（いわゆる総合事業）への移行により平成30年3月31日をもって終了
- 指定居宅介護支援事業者の指定・指導権限については、平成30年4月1日から市町村に移譲となっています。

大阪府が指定居宅サービス等事業者の指定・指導権限を有している守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、島本町の区域においても、指定居宅介護支援事業者についてはこれら8市1町が指導・監督権限を有しています。御注意ください。